



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

嘉麻市子ども医療費支給制度の改正に伴う助成制度の拡大について

今般、平成 27 年 1 月 1 日から嘉麻市子ども医療費等の助成制度の入院対象者を現状の 6 年生までから、中学校 3 年生まで拡大する旨、別紙の通り嘉麻市より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

また、これに伴い、新たに中学校 1 年生から 3 年生までは、1 医療機関等（薬局は除く）の入院 1 日 500 円（1 ヶ月 3,500 円を上限）を自己負担とし、それ以外の自己負担分が市の公費負担となります。小学校就学前児及び重度障がい者医療受給者の同年齢児につきましては、今まで通り保険医療機関窓口での取扱いの変更はありません。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本制度に関するお問い合わせについては、嘉麻市役所市民課国保年金係（TEL.0948-62-5679）までご照会ください。

記

※嘉麻市子ども医療費等の助成制度の拡大について（平成 27 年 1 月 1 日診療分から）

	現行	改正後
通院	対象者：0 歳～9 歳 ※1 6 歳就学前…無し 6 歳就学以上…600 円／月	対象者：0 歳～9 歳 ※1 6 歳就学前…無し 6 歳就学以上…600 円／月
入院	対象者：0 歳～12 歳 ※2 6 歳就学前…無し 6 歳就学以上…500 円／日 (月 7 日限度)	対象者：0 歳～15 歳 ※3 6 歳就学前…無し 6 歳就学以上…500 円／日 (月 7 日限度)

※ 1. 9 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日まで。

※ 2. 12 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日まで。

※ 3. 15 歳の誕生日以後の最初の 3 月 31 日まで。

26 嘉市第 876 号
平成 26 年 11 月 14 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

嘉麻市長 赤間 幸弘



子ども医療費支給制度の改正に伴う取扱いについて（通知）

晩秋の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から公費（子ども・障がい・ひとり親）医療制度につきましては、格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、嘉麻市では平成 27 年 1 月 1 日から子ども医療の入院対象者について、現状の小学校 6 年生までから、中学校 3 年生までへ引上げることいたしました。

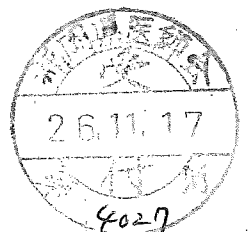
これに伴い、新たに、中学校 1 年生から 3 年生までは、1 医療機関等（薬局は除く）の入院 1 日 500 円（1 ヶ月 3,500 円を上限）を自己負担とし、それ以外の自己負担分が市の公費負担となります。この市公費負担分につきましては、保険医療機関窓口での現物給付の取扱いを行っていただきたいと考えております。

また、小学校就学前児及び小学校 1 年生から 6 年生までの子ども医療受給者並びにひとり親家庭等医療受給者及び重度障がい者医療受給者の同年齢児につきましては、今までどおり、保険医療機関窓口での取扱いの変更はありません。

今回の子ども医療費支給制度の改正につきましては、平成 26 年 12 月 1 日号の市報により、市民の方へ周知をいたしますが、周知徹底を図るため、別紙ポスターを飯塚医師会にお願いし、保険医療機関の窓口で掲示していただきますことをご報告いたします。

お問い合わせ先：嘉麻市役所 市民課 国保年金係

TEL 0948-62-5679（直通）





子ども医療の入院助成が 中学3年生まで拡大されます

☆平成27年1月1日から、**入院**に対する助成が拡充されます。
(障がい者医療・ひとり親医療を除く)

変更前

	対象者	自己負担額
通院	0歳～9歳 ※1	6歳就学前 …無し 6歳就学以上…600円/月
入院	0歳～12歳 ※2	6歳就学前 …無し 6歳就学以上…500円/日 (月7日限度)

変更後

	対象者	自己負担額
通院	0歳～9歳 ※1	6歳就学前 …無し 6歳就学以上…600円/月
入院	0歳～15歳 ※3	6歳就学前 …無し 6歳就学以上…500円/日 (月7日限度)

＜上記金額を医療機関（薬局を除く）ごとに負担します。＞

※1 … 9歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。

※2 … 12歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。

※3 … 15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。



嘉麻市マスコットキャラクター
かましちゃん



問合せ  嘉麻市 市民課 国保年金係 62-5679